

平成30年第15回公安委員会会議録

日 時	5月31日（木曜日） 自午後1時30分 至午後3時40分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	高木委員長 原委員 永田委員 山本委員 小野委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 首席監察官	

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞14件、意見の聴取35件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 平成30年1月～3月における監察関係業務報告

首席監察官から報告が行われた。

【委員からの質問等】

委員から、「苦情について、職員の間違った対応等に原因があるとするなら、再発防止が大切ではないか」との意見があり、警察から「指導を徹底し情報共有に努めたい」旨の説明があった。

2 平成29年度留置施設視察委員会による留置施設視察結果等について

(1) 留置施設視察委員会の意義

留置施設視察委員会は、刑事収容施設法第20条第1項の規定により設置され、部外の第三者からなる委員会が、視察を通じて留置施設の実情を的確に把握し、留置業務管理者（警察署長等）に必要な意見を述べることにより、留置施設の透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保することを目的とし、本県では、熊本県公安委員会が任命する4人の委員で構成されている。

(2) 視察状況

昨年度、8月から12月までの県下の留置施設の視察では、各委員がそれぞれ県下常設留置施設（10施設）を視察し、被留置者と面接を行った。

※ 常設留置施設・・・専従の留置担当官が配置された留置施設

(3) 被留置者からの主な要望

- 食事に関するもの
- 保健衛生や運動に関するもの
- 書籍等の閲覧に関するもの

(4) 委員会が留置業務管理者に対して述べた意見

- 各留置施設は法令に基づき適正に管理運営がなされている。
- 被留置者の処遇等において十分な説明を行うこと。

○ 引き続き、留置担当官の言動にも一層配意していただきたい。

#### (5) 委員の意見により講じた措置

留置業務管理者等から、留置担当官に指導・教養を実施した。

##### 【委員からの質問等】

委員から、「被留置者からの要望が反映されることがあるのか」との質問があり、警察から「反映した要望もある」との説明があった。

#### 3 熊本市東区新南部等における殺人未遂事件等の発生・検挙について

平成30年5月28日（月）、熊本市東区新南部等において発生した、民間人及び警察官が負傷した殺人未遂・銃砲刀剣類所持等取締法違反事件につき、同日被疑者A（36歳）を銃砲刀剣類所持等取締法違反で現行犯逮捕した。

##### 【委員からの質問等】

委員から、「防刃チョッキにも傷がついていたと新聞で見たが、防刃チョッキは常に着用しているのか」との質問があり、警察から「着用している。今回の事件では、着用していなかったら、更に危険な状態であった」との説明があった。

併せて委員から、「今回の件を受け初動措置等の見直しを行うのか」との質問があり、警察から「事案の内容を分析し、今後の対策を検討する」旨の説明があった。

#### 4 熊本市南区近見3丁目における未成年者誘拐事件の発生・検挙について

平成30年5月24日（木）、熊本市南区近見3丁目住宅街の路上において発生した警察官を装った未成年者誘拐事件につき、同年5月28日（月）、未成年者誘拐罪で被疑者B（派遣社員、20歳）を通常逮捕した。

##### 【委員からの質問等】

委員から、「被害者が無事で良かったが、住民の不安を払拭するため、地域や学校との連携をお願いしたい」旨の発言があった。

### 第3 報告・決裁等

#### 1 平成30年度熊本県留置施設視察委員任命の決裁

留置管理課長から説明があり、決裁が行われた。

#### 2 平成30年度留置施設に対する実地監査計画の決裁

留置管理課長から説明があり、決裁が行われた。

#### 3 熊本県弁護士会からの照会に関する回答の決裁

交通規制課長から説明があり、決裁が行われた。

#### 4 平成30年第14回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

#### 5 要望（H30 No.4）受理・処理の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

#### 6 福岡県警察との合同捜査実施の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。